

平成18年分の所得税の確定申告は3月15日まで

確定申告書は自分で書いてお早めに！

確定申告と納税の期限は、所得税と贈与税は3月15日、消費税は4月2日までとなっています。申告書は自分で作成していただくことが基本です。申告書の作成には、町税務課で配布している「確定申告の手引き」や、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用していただくのが便利です。また、所得税の申告が不要な人も、町・県民税の申告が必要な場合がありますのでご注意ください。

所得税

確定申告が必要な人
事業所得、不動産貸付収入のある場合、土地や建物をつた場合
給与所得者で平成18年中の収入が2千万円を超える人
給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人など
確定申告すれば税金が戻る人
給与所得者で所得税の申告義務のない人でも、次のような場合は申告すれば所得税が還付されることがあります。
年末調整で、配偶者特別控除や生命保険料控除などの所得控除の申告をしなかった人
源泉徴収済税額のあるサラリーマンで、年途中で退職し年末調整を受けていない人や、医療費控除、住宅借入金等特別控除、雑損控除(災害や盗難などで資産に損害を受けた場合)などを受ける人
退職所得がある人で、その所得を含めて申告すると、源泉徴収された所得税について「定率減税(税額の10%相当額・最高12万5千円が限度)」の適用を受けることができる人
この還付を受けるための申告書は、2月15日以前でも提出することができます

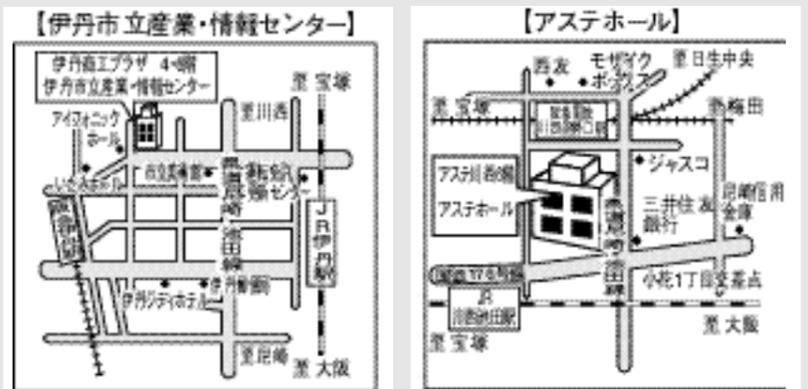
確定申告(相談)会場および還付申告センターのご案内

確定申告(相談)会場および還付申告センターを、下記のとおり開設します。国税庁のホームページや確定申告の手引きを利用し、自分で作成して期限内に提出してください。問い合わせは、伊丹税務署(779-6121)へ。

確定申告(相談)会場

会場名	開設期間 (土・日・祝日は除く)	開設時間 混雑の状況によっては、受け付けを早めに締め切る場合があります
アステホール (川西市栄町25-1 アステ川西6階) 給与所得・年金所得の方のみを対象	2月1日(木)~同28日(水) 2月19日(月)・同20日(火)の休館日は開設しません	午前9時30分~正午 午後1時~同4時
伊丹市立産業・情報センター(伊丹市宮ノ前2-2-2 伊丹商工プラザ)	3月15日(木)まで 2月18・同25日の日曜日は開設しません	午前9時~正午 午後1時~同5時 同4時ごろまでに入場してください

正午から午後1時までは休憩時間ですのでご了承ください
会場へは電車バスなどの公共交通機関をご利用ください



還付申告センターのご利用を

会場名(開設場所)	開設期間・開設時間 (土・日・祝日を除く)
JR北新地駅前 JR「北新地」駅東改札口すぐ 大阪第2第3ビル間地下歩道	2月1日~同28日 午前9時30分~午後4時
近畿税理士会館 京阪・地下鉄「天満橋」駅すぐ	2月1日~同15日 午前9時30分~午後4時
天王寺会場 JR「天王寺」駅上ステーションプラザてんのうじ8階	2月1日~同28日 午前9時30分~午後4時
宝塚会場 阪急「逆瀬川」駅前 アピアホール	2月1日~同15日 午前9時30分~午後4時
千里会場 北大阪急行「千里中央」駅前 千里ライフサイエンスセンター	2月1日~同15日 午前10時~午後4時

問い合わせは

所得税・贈与税・消費税
伊丹税務署(〒664-0898伊丹市千僧1-47-3 779-6121)
個人事業税
伊丹県税事務所(〒664-8522伊丹市千僧1-51 783-1231)
町・県民税 町税務課(766-8702)

消費税

農業所得の計算は、水稲所得標準が廃止されましたので、同18年分からは、すべて「収支計算」によって申告してください
平成16年分の課税売上高(売上や収入)が1千万円を超えている人は、同18年分の課税事業者となり、4月2日までに消費税および地方消費税の申告と納税が必要です。申告相談を希望される人は、同18年分の課税売上・課税仕入額などをご自分で計算のうえ、3月15日までは、伊丹市立産業情報センターへお越し

町・県民税

町・県民税は、所得税と同様に前年1年間の所得にかかると地方税です。所得税の確定申告をした人は、町・県民税の申告は必要ありません。ただし、確定申告をしなかった人や確定申告が必要ない人でも次の場合は、町・県民税の申告が必要です。
平成19年1月1日現在、町内に住んでいて同18年中に給与所得以外の所得があった人
同18年中に給与所得がある

個人事業税

個人で事業を行っている人は、個人事業税の申告が必要です。ただし、所得税の確定申告や町・県民税の申告をされた人は必要ありません。この場合、申告書の「事業税に関する事項」欄に必要事項を記載してください。
贈与税の申告の相談および申告書の受け付けは、3月15日までです。
平成18年中に、個人から10万円を超える財産の贈与を受けた人は、贈与税の申告が必要です。
申告相談を希望される人は、伊丹市立産業情報センターへお越しください。

贈与税

個人で事業を行っている人は、個人事業税の申告が必要です。ただし、所得税の確定申告や町・県民税の申告をされた人は必要ありません。この場合、申告書の「事業税に関する事項」欄に必要事項を記載してください。

注意

税務職員を装い、電話でATMを操作させるように誘導し現金を振り込ませたり、金融機関の口座を指定し税金の支払いを求め、「振り込み詐欺」が発生しています。不審な電話があっても振り込まず、伊丹税務署(779-6121)に問い合わせてください。

インターネットで確定申告書が作成できます

申告書の作成は国税庁のホームページ
(<http://www.nta.go.jp>)へ

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、次の確定申告書が作成できます。画面に基づいて必要な項目を入力することにより、簡単に作成できますので、ぜひご利用ください。

- 所得税・消費税の確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書
- 株式などにかかる譲渡所得等の金額の計算明細書
- 不動産譲渡所得の申告書・内訳書(保証債務等一部除く)、贈与税の申告書(納税猶予関係等一部除く)

お手持ちのプリンタで印刷(モノクロ印刷も可)して、そのまま郵送などで提出できます